

# 伊達市技能功労者表彰実施要綱

平成27年9月14日告示

(目的)

**第1条** この要綱は、永年にわたり同一の職業に従事し、技能を通じて本市の産業の発展に功労顕著な者を表彰することによって、広く一般に技能尊重の気風を浸透し、技能者の社会的地位の向上を図ることを目的とする。

(表彰の種類)

**第2条** 表彰の種類は、技能功労者表彰及び優秀技能者表彰とする。

(表彰の対象者)

**第3条** 表彰の対象となる者は、市内に居住し、かつ、市内の事業所に勤務するもので、平成23年を始期として隔年の9月1日現在において次の各号に定める要件を満たすものとする。

(1) 技能功労者表彰

- ア 技能者として同一の職種に25年以上従事しており、年齢55歳以上の者
- イ 国家検定による資格又は職業能力開発促進法に基づく技能資格等を有する者若しくは北海道の認定制度による農業、漁業及び林業の認定資格を有する者
- ウ 卓越した技能を有し、後進の模範と認められる者
- エ 同一の職種において指導的立場にある者
- オ 次号に定める優秀技能者表彰を受けた場合にあっては、当該表彰を受けた年度から起算して5年以上経過している者

(2) 優秀技能者表彰

- ア 技能者として同一の職種に15年以上従事しており、年齢40歳以上の者
- イ 国家検定による資格又は職業能力開発促進法に基づく技能資格等を有する者若しくは北海道の認定制度による農業、漁業及び林業の認定資格を有する者
- ウ 優秀な技能を有し、他の技能者の模範と認められる者
- エ 同一の職種にあって将来を嘱望されている者

2 前項の規定にかかわらず、技能に関する工夫、改善等により労働者の地位の向上及び産業の発展並びに生産性の向上に寄与し、前項に規定する者と同等の功績があると認められる者は、これを表彰することができる。

(対象職種)

**第4条** 表彰の対象とする職種は、別表のとおりとする。ただし、市長が適当と認めるときは、同表に定める職種以外の者であっても、これを表彰することができる。

(被表彰候補者の推薦)

**第5条** 前条に規定する職種に従事する者で構成する団体（以下「職種団体」という。）は、当該団体の構成員に表彰の対象となる者がある場合は、市長に推薦するものとする。

2 職種団体のない職種に従事している者及び職種団体に加入していない者については、事業主又は個人による推薦ができるものとする。

3 前2項により被表彰候補者を推薦しようとするときは、次の各号に掲げる書類を作成し市長に提出しなければならない。

- (1) 伊達市技能功労者推薦書（様式第1号）
- (2) 伊達市技能功労者推薦調書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(選考)

**第6条** 市長は、選考にあたり、特に必要と認めるときは、技能に関して識見を有する者の意見を聴取し、被表彰者を決定するものとする。

(表彰の期日)

**第7条** 表彰は、平成23年を始期として隔年の技能の日（11月10日）に行う。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(被表彰者死亡の場合の措置)

**第8条** この要綱により被表彰者となった者が表彰前に死亡したときは、これを追彰し、表彰状等を遺族に贈るものとする。

(その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。